

## Apple Pay 決済サービス利用特約

### 第1条（目的）

本特約は、次条(9)に定める本決済サービスの内容、利用方法を規定し、次条(10)に定める利用会員と株式会社クレディセゾンまたは株式会社クレディセゾンが発行業務を受託するカード発行会社（以下、まとめて「当社」といいます）との間における基本的条件を規定するものです。

### 第2条（定義）

本特約における定義は以下のとおりとします。

#### (1)Apple 社

「Apple 社」とは、Apple Japan 合同会社（本社所在地：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ）をいいます。

#### (2)Apple Pay

「Apple Pay」とは、Apple 社所定のアプリケーション（以下「本アプリケーション」という）を通じて、Apple 社が提供し運用や維持について責任を負う(4)に定めるデバイス内に搭載された非接触 IC チップを用いて行うモバイルペイメントサービスをいいます。

#### (3)Apple Pay 規約

「Apple Pay 規約」とは、Apple Pay の運用や維持等に関して別途 Apple 社が定める規約をいい、(10)に定める利用会員と Apple 社間で適用されるものをいいます。

#### (4)デバイス

「デバイス」とは、別途 Apple 社が指定する Apple Pay に機能的に対応する Apple 社製スマートフォン、タブレット端末、ポータブル端末等をいいます。

#### (5)セゾンカード

「セゾンカード」とは当社が発行するクレジットカードのうち、当社が Apple Pay の決済手段として登録することを認めるカードをいいます。

#### (6)カード設定登録

「カード設定登録」とは、Apple 社および当社が指定する方法により、(9)に定める本決済サービスの利用に必要な情報（以下「本情報」といいます）を、デバイス内に装備された非接触 IC チップに格納することをいいます。

#### (7)登録カード

「登録カード」とは、カード設定登録を完了したセゾンカードをいいます。

#### (8)登録カード会員規約

「登録カード会員規約」とは、別途登録カードに関して適用される当社が定める規約等をいいます。

#### (9)本決済サービス

「本決済サービス」とは、Apple Pay を通じて登録カードを用いずに登録カードによる決済を行うことをいいます。

#### (10)利用会員

「利用会員」とは、本決済サービスの利用者をいいます。

#### (11)Apple Pay 対応加盟店

「Apple Pay 対応加盟店」とは、Apple および当社が本決済サービスの利用ができる加盟店として認めた店舗等をいいます。

#### (12)プッシュ通知

「プッシュ通知」とは、デバイス上にお知らせをする機能をいいます。

#### (13)第三者企業

「第三者企業」とは、Apple 社、携帯(ネットワーク)会社、その他 Apple Pay に参画している全ての利用会員および当社以外の企業をいいます。

#### (14)第三者企業規約

「第三者企業」が、各自定めている利用規約 (Apple Pay 規約含む) 及びプライバシーポリシー等をいいます。

#### (15)Touch ID

「Touch ID」とは、別途 Apple 社が定める Apple Pay の利用・取引の際に要求される指紋認証をいいます。

#### (16)Face ID

「Face ID」とは、別途 Apple 社が定める Apple Pay の利用・取引の際に要求される顔認証をいいます。

### 第3条 (準備事項)

1. 利用会員は、次条に定めるカード設定登録に先立ち、自己の費用と責任において、デバイス及び本アプリケーションの準備、通信事業者とのデバイスを利用したインターネット利用サービス契約の締結、Apple 社との本アプリケーションの利用にかかる契約の締結、その他第三者企業との契約等本決済サービスの利用に必要な準備を行うものとします。なお、この場合、利用会員は、当該第三者企業規約を遵守するものとします。
2. 利用会員が、前項に定める準備を怠ったこと、又は、当該第三者企業規約を遵守しないことにより本決済サービスの利用ができない場合、当社は一切の責任を負いません。また、本決済サービスの利用に必要な利用会員と第三者企業間の契約が、理由のいかんを問わず終了した場合には、本決済サービスの一部の利用が制限され、または全部が利用できなくなる場合がありますが、その場合も当社は一切の責任を負いません。

### 第4条 (カード設定登録)

1. 利用会員は、利用会員と同一名義のセゾンカードで、盗難・紛失、解約、有効期限切れ

等いかなる理由においても利用が停止されていないセゾンカードのみ、カード設定登録ができます。

2. 利用会員は、自己の責任において、本アプリケーションを通じてカード設定登録を行うものとし、なお、カード設定登録に際しては、当社所定の方法による本人認証手続きを行うものとし、第三者が当該本人認証手続きを行い、カード設定登録を実施した場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当該第三者によるカード設定登録は、利用会員本人によるカード設定登録とみなします。

3. 利用会員が、登録カード会員規約に定める家族会員の場合、登録カード会員規約に定める本会員からの同意を得た上でカード設定登録を行うものとし、また、本会員による当社所定の手続きを行っていただきます。この場合、本会員は本特約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認したものとみなします。

4. 当社は、カード設定登録に際し、当社所定の可否判断を行うものとし、カード設定登録を認めないことがあります。

#### 第5条（本決済サービスの利用）

1. 利用会員は、前条に基づき、カード設定登録が完了したデバイス（以下「本機器」といいます）を、Apple Pay 対応加盟店またはアプリケーション内において、Apple Pay を利用することができる端末（以下「Apple Pay 対応端末」といいます）にかぎらず Apple 社および当社所定の操作を行うことにより、本決済サービスを利用して、Apple Pay 対応加盟店から商品、権利の購入またはサービスの提供（以下、商品、権利、サービス等を併せて「商品等」といいます）を受けることができます。但し、一部 Apple Pay の利用ができない商品等もあります。

2. 前項にかかわらず、Apple Pay 対応加盟店は、利用会員の本決済サービス利用状況に応じて、当社に対し、登録カード利用の可否を照会し、また利用会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、当該照会または確認には、通信回線の利用状況により多少時間がかかる場合もあります。

3. 本決済サービスの利用に際しては、Apple 社の指定する Touch ID 又は Face ID その他本人認証を実施の上利用するものとし、Touch ID 又は Face ID その他本人認証を行って第三者が Apple Pay を利用した場合、当該第三者による利用は、利用会員本人の利用とみなします。

4. 利用会員は、第10条第2項または第11条に定める場合のほか、本機器、本アプリケーション又は本情報の物理的な破損・汚損等により、Apple Pay 対応端末において本機器の取扱いができない場合、本決済サービスを利用することができないことがあります。

#### 第6条（利用可能な金額）

本決済サービスは、登録カード会員規約で利用が認められた金額の範囲内で利用すること

ができます。

#### 第7条（利用代金の支払い）

1. 利用会員は、本決済サービスの利用にかかる商品等の代金を、登録カードの利用代金として、その他の登録カードの利用代金等と合算して支払うものとしします。
2. 当社から利用会員への本決済サービスの利用にかかる代金の請求は、Apple Pay 対応加盟店からの請求データに基づきます。なお、当該請求データに疑義がある場合、利用会員は、利用会員と Apple Pay 対応加盟店との間で解決するものとしします。
3. 本決済サービスの利用にかかる商品等の代金の支払いは、原則として、1 回払いに関する登録カード会員規約を準用します。ただし、登録カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

#### 第8条（有効期限）

本決済サービスの有効期限は、当社又はカード設定登録に関する業務の委託先所定の有効期間としします。なお、有効期間満了後に、利用会員が引き続き本決済サービスの利用を希望する場合、あらためてカード設定登録を行っていただきます。

#### 第9条（利用手数料）

カード設定登録および本決済サービスの利用に関して、当社から利用会員に対する各種手数料の徴収はございません。利用会員が、第三者企業から徴収される手数料等については、当社は一切の責任を負わず、利用会員が責任を負うものとしします。

#### 第10条（カード設定登録の解除および本決済サービスの一時停止または中止）

1. 利用会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合は、自己の責任において、Apple 社または当社所定の方法により、カード設定登録の解除に関する手続きを行うものとしします。なお、当社は、本機器内の本アプリケーション又は本機器内に搭載された非接触 IC チップ内の本情報が削除された事実を当社が知った場合、利用会員がカード設定登録の解除に関する手続きを行ったものとみなします。

(1)カード設定登録の解除を希望する場合

(2)登録カードの会員資格を喪失した場合

2. 利用会員が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく、当社は、本決済サービスの利用を一時停止または中止することがあります。また、当社からカード設定登録の解除に関する手続きを求められた場合は、利用会員はこれに応じるものとしします。

(1)本機器または登録カードが紛失・盗難その他何らかの事由により利用停止している場合

(2)登録カード会員規約に定める会員資格喪失事由のいずれかに該当した場合

(3)法令に違反もしくは公序良俗に反し、または本特約もしくは登録カード会員規約に違反

した場合

(4)カード設定登録または本決済サービス利用時に、虚偽または偽造もしくは変造にかかる事実、資料等を申告した場合

(5)本決済サービスの最終利用日より一定期間本決済サービスの利用がない場合

(6)登録カードが更新されることなく、有効期間が満了した場合

(7)その他本決済サービスの利用が適当でないと当社が判断した場合

3. 前項に定める本決済サービスの一時停止または中止により、利用会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切その賠償の責任を負いません。

4. 利用会員は、第1項または第2項に基づき、カード設定登録を解除した後も、本特約に基づき当社に対して負担する債務については、本特約の定めに従い支払い義務を負うものとしします。

#### 第11条（システム対応・不可抗力に伴う制限）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用会員に対する事前の通知なく、本決済サービスを一時停止または中止することがあります。

(1)本決済サービスに関する装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合

(2)火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済サービスを利用させることが困難である場合

(3)Apple 社からの指示に基づき、当社が本決済サービスの一時停止または中止が必要となった場合

(4)その他、当社が本決済サービスの一時停止または中止が必要と合理的に判断した場合

2. 当社は、前項に定める場合のほか、技術上または営業上の判断等により、利用会員に対し事前に通知することにより、本決済サービスを一時停止または中止することができます。

3. 前二項に定める本決済サービスの一時停止または中止により、利用会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切その賠償の責任を負いません。

#### 第12条（本機器等の管理）

1. 利用会員は、本機器等の管理に関して、以下の事項を遵守するものとし、利用会員本人以外の第三者に本決済サービスの利用をさせてはならないものとしします。

(1)本機器を紛失することなく、登録カードとは別の場所で保管する等、安全に使用・管理すること。

(2)本機器のパスワードその他セキュリティ情報および本情報を安全に管理し、また他人に知られないよう注意すること。

(3)利用会員の指紋だけを本機器の Touch ID に設定すること。

(4)利用会員の顔情報だけを本機器の Face ID に設定すること。

(5)本機器内に搭載された非接触 IC チップおよびアプリケーションならびに本情報につき偽造、変造、複製、分解、解析、編集もしくは転載等を行わないこと。

(6)本機器を機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、預託、担保提供等もしくは廃棄等一切の処分をする場合は、Apple 社または当社所定の方法により、本機器に搭載された非接触 IC チップから本情報を削除すること。

2. 利用会員が、前項に定める事項を遵守しなかったことにより、第三者が本決済サービスを利用した場合、当該第三者による利用は、利用会員本人による利用とみなします。

3. 当社は、本機器に関するハードウェア・ソフトウェア等の一切に関して責任を負いません。また、利用会員が本決済サービスを利用したことにより、本機器の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他機能、または本機器内に保存された各種データ（本情報を除く）等に何らかの悪影響が生じ、利用会員または第三者に損害が発生した場合といえども、当社に故意または過失がある場合をのぞき、その賠償の責任を負いません。

#### 第 13 条（本機器の紛失・盗難）

1. 利用会員が、本機器を紛失または盗難にあった場合（以下「紛失等」という）ただちに当社に連絡し、当社所定の手続きをおとりいただきます。なお、この場合、紛失等の状況を当社が調査するにつき、ご協力いただきます。

2. 前項の場合、利用会員が、引き続き本決済サービスの使用を希望する場合、あらためてカード設定登録を行っていただきます。

#### 第 14 条（知的財産権）

本アプリケーションおよび本情報に関する知的財産権等は、Apple 社または当社もしくは当社に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者に帰属します。利用会員は、本アプリケーション及び本情報を Apple 社および当社ならびに当社に当該知的財産権等の使用を許諾している第三者が定める用途以外に使用することはできません。

#### 第 15 条（サービスの変更・廃止）

当社は、本決済サービス運営上の事情により、本決済サービスの変更または廃止ができるものとします。

この場合、当社は、所定のホームページ <https://www.saisoncard.co.jp/services/ap/index.html> での掲載等、当社所定の方法により利用会員に告知するものとし、当該告知を行った時点で効力が生じるものとします。

#### 第 16 条（当社からの通知）

利用会員は、当社が登録カードに関連して、以下の方法で通知を行うことがあることに同意

するものとします。

- (1)登録カードに付帯して当社が提供するネットサービスにおいて利用会員が当社へ届け出た e メールアドレスへのメール通知
- (2)プッシュ通知

#### 第 17 条（第三者企業規約の適用）

1. Apple Pay は、Apple 規約に基づき提供され、利用会員は自己の費用と責任において、本特約のほか、Apple Pay 規約を同意の上、当該規約等に従い、Apple Pay を利用するものとします。また、当社は Apple Pay の運用や維持等はもとより、商品性・安全性・正確性・適応性等の一切について、責任を負いません。
2. 利用会員が、第三者企業が提供するサービス等を利用する場合、当該サービス等は、第三者企業規約に基づき提供され、利用会員は、自己の費用と責任において、第三者企業規約等を同意の上、当該サービス等を利用するものとします。また、当社は当該サービス等の運用や維持等はもとより、商品性・安全性・正確性・適応性等の一切について、責任を負いません。
3. 利用会員は、Apple Pay または第三者企業が提供するサービス等を利用したことに起因して、第三者企業または第三者との間で紛争が生じた場合、もしくは利用会員または第三者が何らかの損害または不利益を被った場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社に故意または過失がある場合をのぞき、その賠償の責任を負いません。

#### 第 18 条（登録カード会員規約の適用）

本特約に定めない事項については、登録カード会員規約を準用するものとします。

#### 第 19 条（特約の改訂）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/services/ap/index.html>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で利用会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
  - (1)変更の内容が利用会員の一般の利益に適合するとき。
  - (2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/services/ap/index.html>) において告知する方法又は利用会員に通知する方法その他当社所定の方法により利用会員にその内容を周知した上で、本

特約を変更することができるものとします。この場合には、利用会員は、当該周知の後に利用会員が本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。